

第6日

令和7年12月9日（火）

午後2時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、2番石井清治議員の質問を許可します。2番石井清治議員。

（2番石井清治君登壇）

○2番（石井清治君） 皆さん、こんにちは。ただいま議長から発言の許可をいただきました2番議員の石井清治でございます。お忙しい中に傍聴にお見えの皆様、またインターネットで御覧になられてる皆様、いつもありがとうございます。お礼を申し上げますとともに、私の議員活動の励みとなり、心より感謝をする次第でございます。早いもので今年も師走となり、慌ただしい時期となってまいりました。今年の夏も昨年続き平均気温の観測値を更新し、記録的な猛暑となり、10月中旬まで真夏日の日があっていたかと思うと、秋が短く、いつのまにか寒くなって初冬の時期を迎えていました。衣替えのタイミングも分からなくなってしまうほど、季節の移り変わりになっているようでございます。

話は変わりますが、先日、私の知り合いの方から今年7月27日付の山形新聞の記事を見せてもらいました。内容は、7月12日、山形市内のホテルで開催されました米沢市と朝倉市の民間団体による交流盟約締結式のものでした。記事の見出しには、「鷹山公がつないだ縁」と書かれており、サブタイトルに米沢・朝倉交流会、福岡の団体と盟約と紹介されていました。米沢藩9代藩主、上杉鷹山がつないだ縁で、米沢市の米沢・朝倉交流会、それから朝倉市の秋月ルネサンス協議会が交流盟約を締結した。260年以上の時を越えて改めて結んだ今回の契りを機に、両団体会員がさらに交流を深め、先人の功績を末永く語り継ぐことを誓ったと書かれておられました。さらに、交流盟約締結式のときの米沢側の会長から、秋月家、黒田家がいなければ鷹山の藩政改革はなかった。盟約は青少年の教育に寄与する、お互いの発展につなげたいと挨拶をされたそうです。この盛り上がりを契機に、トライアングル構想による3姉妹都市の締結を目指していつてもらいたいと願っているところでございます。

今議会中の一般質問で、13番議員の一般質問の内容に大変期待をしているところでございます。あの第35代アメリカ大統領ジョン・F・ケネディが大統領就任時、日本の記者から日本で最も尊敬する政治家は誰ですかと質問された際に、上杉鷹山ですと答えられたことは有名な話でございます。高鍋町、米沢市、朝倉市の3つの自治体が近い将来3姉妹都市の調印締結がなされれば、全国的にも話題となり、それぞれの自治体にプラスになっていくものと思っております。締結に向けては様々な擦り合わせが必要かと思いますが、鷹山公がつないだ縁をどうぞ大事にされ、実現されますことを願っております。

それでは、これから先は、通告書に従い、質問席にて質問いたします。執行部におかれましては、よろしく願いいたします。

(2番石井清治君降壇)

○議長(小島清人君) 2番石井清治議員。

○2番(石井清治君) 通告書に従いまして、まず最初に、朝倉市公立保育所再編基本計画についてお尋ねをいたします。

平成24年2月に策定された朝倉市公立保育所再編基本計画が14年ぶりに改正されると伺っております。現在、所管課では方針改定事務に着手され、業務を遂行されているものと思っております。

そこで、まず最初に、保育所入所児童数の推移についてお尋ねをいたします。松末保育所が現在休所しておりますので、公立が8か所、私立が6か所、認定こども園が3か所、計17施設の入所児童数の推移がどのようになっていますでしょうか、お尋ねをします。

ただし、各保育所ごとの推移は施設数が多く分かりづらいかと思いますので、令和2年度と令和7年度、5年前との比較を公立、私立、認定こども園、全体の数字でお願いをいたします。

○議長(小島清人君) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉武尚美君) 保育所入所児童数の推移についてお答えいたします。

公立保育所の児童数は、令和2年度が407人、令和7年度が292人と115人減少しております。私立保育所の児童数は、令和2年度は956人、令和7年度が831人と125人減少しております。認定こども園の児童数は、令和2年度95人、令和7年度85人と10人減少しております。全体では、令和2年度が1,458人、令和7年度が1,208人で250人が減少しております。以上です。

○議長(小島清人君) 2番石井議員。

○2番(石井清治君) 公立で5年間で115人の減少と、71.74%になっている。私立では125人の減少で、86.92%になっている。認定こども園では10人の減ということですが、89.47%の減、減といいますか、維持、全体で1,458名おられたのが1,208名ということで、250人の減、82.85%になっております。数字から見ると、この5年間で入所児童数は全体で約2割が減少し、公立保育所においては約3割近く減少しているものが確認できました。

それでは、関連で、市内の未就学児の人口の推移についてお尋ねをいたします。同じように、令和2年度と令和7年度の比較でお願いをいたします。

○議長(小島清人君) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉武尚美君) 市内の未就学の児童数でございますが、令和2年度が2,317人、令和7年度が1,719人でございます。425人が減少しているという状況でございます。

○議長(小島清人君) 2番石井議員。

○2番(石井清治君) 未就学児人口についても、ゼロ歳から5歳児が令和2年度に2,317人いたのが、令和7年度には425人減少して1,719人、これは74.19%を維持している

ということで、人口減少の波が着実に進んでいることがうかがわれます。このような人口減少の状況や核家族化、女性の社会進出を予測しながら、公立保育所再編基本計画が当時策定されたものと拝察をしております。

そこで、(2)番です。公立保育所再編基本計画に基づくこれまでの取組についてお尋ねをいたします。

当時の基本方針の今後の公立保育所の在り方の記述では、限られた財源と人員でこれからの少子化時代の保育サービスの維持・充実を図ることは、現在の公立保育所の配置あるいは運営方法ではこの実現が困難となっています。入所児童の最善の利益を確保し、さらには広く子育て家族を支援するために、より効果的で効率的な保育行政を行い、持続可能な公立保育所の体制に変革していくことが求められますと記述されております。

そのための方策として、公立保育所を合理的な規模で運営するための統廃合及び効率的に運営するための民営化によって公立保育所の適正配置を行う必要がありますと。具体的には、保育所の設置認可基準の60人以上を目指すとされていますが、実際は小規模化、20人以上が進んでいることで、施設の老朽化に伴う保育環境の改善が困難であることから、統廃合や民営化の考え方に触れられておられます。ただし、再編を進める際には、入所児童及び保護者に対して十分な配慮を行い、合意形成を基に進めますとなっております。

所管課としては、この方針に基づきこれまで様々な協議、行動をなされてきたかと思いますが、具体的な取組について教授をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 朝倉市公立保育所再編基本方針に基づくこれまでの具体的な取組内容についてお答えいたします。

平成24年2月に策定された朝倉市公立保育所再編基本方針では、多様化する保育ニーズに対応し、様々な子ども・子育て支援施策をさらに充実させるためには、公立保育所の統廃合や民営化を進め、効果的な保育所運営を図る必要があることを示しております。

また、公立保育所の施設の老朽化に伴い改修費用の増加が見込まれる一方で、私立保育所の運営費や施設整備につきましては国等の補助があることから、民営化は財政的な面からも効率的であると位置づけられているところでございます。

この基本方針を踏まえ、これまでの取組について御説明いたします。

まず、平成26年から松末保育所の児童数が20人以下となりましたことから、統廃合の協議を開始いたしました。その中で、杷木地域の小学校の統合に合わせてほしいといった保護者からの要望もお聞きしながら協議を重ねてまいりましたが、平成29年の九州北部豪雨の発生によりまして、復興計画を見ながら当面の間休所することとし、現在もその対応を継続している状況でございます。

次に、民営化に向けた取組として、入所児童が60人以上であること、入所児童の減少が20%未満であること、地域の就学前の児童数が比較的多いこと、そして施設が比較的新し

いことの要件を満たす公立保育所として黄金川保育所を選定しまして、平成29年5月に民営化に向けた機関決定を行い、協議を開始いたしました。その後、同年6月から金川地区コミュニティ協議会役員会等や保護者会役員会、保護者会において説明会を開催してまいりました。しかしながら、平成31年4月に民営化反対の請願書が提出されました。その後、令和6年にかけても保護者会等と協議を重ねてまいりましたが、合意形成には至っておりませんで、現在は保留としているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 施設の維持管理や児童の保育環境の向上を念頭に置き、保護者をはじめ地域の方々と協議を進め努力されていたことがうかがわれます。地域にとっては、公立保育所は大事な公共の施設であり、子どもたちのにぎわいの場所は残していきたいという思いがあるのではないかと考えております。

少子化が進んでいく中、入所児童数の減少に歯止めがかからない現状だと思われまます。やはり再編に向けての取組は必要不可欠であると考えておりますが、このような考え方について所管課としてどのように認識をされておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 公立保育所の再編につきましては、人口動態の変化や保育ニーズの多様化、保育人材の確保の難しさといった課題に対応し、持続可能で質の高い保育を提供するために必要不可欠な取組であると認識しているところでございます。

令和6年12月に国から示されました保育政策の新たな方向性におきましても、地域のニーズに応じた質の高い保育の確保、充実、全ての子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、さらには保育人材の確保及び業務改善の推進が求められております。こうした取組を通じて、持続可能で質の高い保育により、こどもまんなか社会の実現を目指すこととされているところでございます。

本市といたしましても、国の方向性を踏まえ、地域の実情に応じた公立保育所の在り方について検討を進めていく必要があるものと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。

それでは、そのことを踏まえまして、（3）の朝倉市公立保育所再編基本計画の策定に当たっての考え方についてお尋ねをいたします。

近隣都市の久留米市が、昨年6月に久留米市第3次公立保育所運営再編計画を策定しております。久留米市は、中核都市ということもありまして、公立が9施設、私立が51施設、認定こども園27施設、事業所内保育所事業所が4施設、小規模保育事業所が2施設、全体で93施設あります。公立保育所9施設全体の定員人員は1,190人に対し881人の入所があり、74%の入所率でございました。久留米市の再編計画の内容は10年計画となっており、前期5年、後期5年で進めていき、国の動向や市の現状を踏まえて5年目に検証を行い、中間

見直しを行っていく流れとなっております。

再編計画の中で、公立保育所9園についての考え方に触れられておりました。具体的には、公立として運営を継続する保育所を5園、当分の間、これは前期5か年、公立として運営をし、5年後に見直し対象とする保育所を2園、5年以内、前期5か年に民間移譲する保育所を2つの園と記述されておりました。計画策定に当たっては、保護者をはじめ事業主、保育関係者、大学の教授等による子ども・子育て会議に諮問がなされ、答申がされておられました。

答申の今後の公立保育所の在り方、方向性については、公立保育所には公的機関として担うべき役割があることから、全てを民間移譲するものではなく、適切な数の確保を努めること。存続する公立保育所に求められる機能や拠点性などは、地域特性やバランスを考慮の上、市民目線で検討すること。民間に移譲する保育所については、利用者の居住や就労等の環境を踏まえた将来的なニーズも踏まえて検討することと紹介されており、それに基づき具体的な計画が策定されたものと思います。

朝倉市の今回の公立保育所再編基本計画の改定に当たっては、他自治体の事例も参考にしていくことも大事なことと思いますが、朝倉市の将来にわたっての人口の推移、施設の老朽化、子どもたちを取り巻く環境の変化、地理的条件、財政の健全化など、多岐にわたる内容を鑑みながらの策定になるものと思っております。

議会の各種計画の計画策定運用方針では、この計画はBランクに位置づけられております。ということは、棚入れになってしまいますので、恐らく環境民生常任委員会では、委員会、協議会等で概要説明がなされるか、あるいはなされないか分かりませんが、公立保育所の今後の在り方や方向性を示す大事な基本方針を策定されるとのことでございましたので、今回の一般質問をさせていただきました。

私は、公立保育所をすぐにでも統廃合や民営化を促すような意図での質問ではなく、現状を把握され、将来にわたりどのような在り方が望ましいかをしっかりと検討されまことを願って質問をした次第でございます。

最後に、この公立保育所再編基本方針の策定に当たり、重複しますが、所管課としての基本的な考え方を御教授いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 当初の再編基本方針を策定してから時間が経過しております。その間に、人口動態の変化や施設の老朽化、保育ニーズの多様化、さらには子育て環境の変化など状況は大きく変わってきております。こうした状況の変化に加え、国の保育政策の方向性も踏まえながら、質の高い保育の提供や専門性の発揮、地域の子育て支援の拠点としての機能、特別な配慮が必要な子どもへの対応、さらに災害時におけるセーフティーネット機能など、公立保育所に求められる役割が果たせるよう、またその在り方について再度見直しを行い、新たな再編基本方針として整理していくことを基本的な考え方

としているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。ぜひ、保護者、地域の意見を聞くことも重要と思いますが、公立保育所以外の民間の保育施設関係者の方々の思いにも耳を傾けられ、策定を進めていってもらいたいと思っております。よろしく願いしておきます。この項目については、これで終わりたいと思います。

次に、2番です。有害鳥獣対策についてお尋ねをいたします。

（1）です。野生鳥獣による農作物の被害についてお尋ねをいたします。

初めに、日頃より朝倉市の農業被害を防ぐために活動をいただいております有害駆除員の皆様、一歩間違えば大きなけがにもつながる、そういう危険な駆除作業に取り組んでいただき、本当にありがとうございます。感謝をいたします。

これまでに一般質問や決算並びに予算審査特別委員会等で問題視されてきました有害鳥獣対策や被害対策については、野生鳥獣の個体数の増加、高齢化に伴う駆除員の減少や山里の樹園地の荒廃などにより、農作物への被害が年々増加している状況ではないかと思っております。特に、中山間地における農作物の被害は多く、農家の方が頭を痛めているものと思っております。

また、平成29年7月豪雨災害の復旧事業で取り組まれてきました区画整理型農地改良復旧事業も徐々に完成し、完成した圃場から随時営農が再開されているものと思っておりますが、その再開した圃場でも野生鳥獣の被害が多く、対策が迫られているものと思っております。

それでは、まず、直近、令和6年度の野生鳥獣による市内の農産物の被害状況についてお尋ねをいたします。よろしく願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和6年度の野生鳥獣による農作物の被害額は、全体で7,859万円となっております。鳥獣別では、鹿による被害が3,320万円、イノシシが3,067万円、アライグマが691万円、カラスが319万円、その他が459万円の被害額となっております。

被害作物といたしましては、特に果樹類の被害が7,425万円と多く、全体の94%を占めております。次に、野菜187万円、米134万円、その他111万円となっております。そのうち果樹類被害の内訳は、柿が2,088万円、梨が1,956万円、ブドウが1,315万円、イチジクが1,254万円、桃が811万円となっております。鹿、イノシシによる被害が多くなっております。鹿、イノシシ以外で特徴的なものは、アライグマによるブドウ、イチジクの被害、カラスによるブドウの被害が多くなっております。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 令和6年度の農産物の被害状況は全体で7,859万円、鹿が約3,320

万円、イノシシが3,067万円、アライグマが約691万円、カラスが319万円の被害額となっており、被害作物では、特に鹿、イノシシによる果樹類が多く、次にアライグマによるブドウ、イチジク、カラスによるブドウの被害となっていることが説明で確認ができました。

令和6年度の決算に係る成果説明資料を見てみますと、イノシシの捕獲数は、前年より139頭増えておりました。鹿の捕獲数は、反対に108頭減ったものの、被害額としてはイノシシより鹿のほうが多いと。また、アライグマによる被害も近年増加し、駆除数が49匹も増えて、全体で279匹捕獲されたということで確認が取れております。

これまでの説明で被害額の調査、算出の方法については、県の農業共済組合とJA筑前あさくらの損害報告を基に作物ごとの被害算定基礎単価から算出をしているとのことでしたが、恐らく実際にはこれ以上の被害額になっているのではないかと考えております。

そこで、(2)番です。野生鳥獣の侵入防止策の取組についてです。

鳥獣による農作物の被害の軽減を図るために、国の交付金を活用して電気柵やワイヤーメッシュ柵の貸与事業が進められていると思いますが、近年の農作物の被害増加に伴い設置希望者数が増加している中、設置希望者に対する充足率はどのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

以前は、侵入防止策は電気柵が主流でしたが、令和5年度のワイヤーメッシュ柵設置のモデル事業、実証実験を受けて、令和6年度以降はワイヤーメッシュ柵の申込みが増えてると伺っておりますが、いかがなものでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） ワイヤーメッシュ柵につきましては、令和5年度にモデル地区として、安川の千手地区にて試験的に導入しまして、令和6年度から正式に電気柵と同様、朝倉市鳥獣被害防止対策協議会によりまして無償貸与を行っております。設置希望者、これは3人以上で構成する団体となりますが、設置希望者は市報などで募集をしておりますが、農作物の被害増加とともに増加しておる状況でございます。

過去3年の実績を申しますと、令和5年度、要望12団体、実施12団体、令和6年度、要望30団体、実施16団体、令和7年度、要望25団体、実施18団体となっております。状況としましては、要望が国の交付金額を超えた令和6年度、令和7年度におきましては、抽せんで優先順位を決め、順位の下位の団体は要望から最長2年待ってもらっておる状況でございます。

電気柵とワイヤーメッシュ柵は、令和5年度、電気柵2万2,820メートル、963万円、ワイヤーメッシュ柵630メートル、112万円、令和6年度、電気柵2万1,710メートル、872万円、ワイヤーメッシュ柵9,095メートル、1,321万円と、ワイヤーメッシュ柵が増加しておる状況でございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 災害により被害を受け復旧した農地の再設置希望者に加え、近年

は、農作物の被害増加とともに設置要望者数も増加しており、抽せんにより優先順位を決め、順位の下位団体は事業実施まで最長2年以上待っている状況ということが理解できました。

これは、交付金の申請に当たっては、朝倉市鳥獣被害防止対策協議会が申請を行い、協議会に直接交付されるということで、決算資料には金額の記載がないのでなかなか実績が分からないのですが、どれくらいの要望額に対して交付決定額はどれくらいの率になっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和7年度の交付決定額は、要望額4,642万円に対しまして2,625万2,000円、率に換算しますと56.55%となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 要望額に対して約半分の交付率ということですね。そうすると、約2年近く待たなければ資材の対応ができないということで、農家の方々からは不満の声が上がっていると思いますが、どうでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和5年度1,075万円、令和6年度2,193万円、令和7年度2,625万円と、交付額は毎年増加をしております。ですが、どうしても限られた予算内での執行となりますので、抽せんに外れた方はお待ちいただくこととなります。不満の声も聞かれますが、御理解願いたいと思っております。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） といいますのも、実は私の知り合いで杷木の松末地区で農業をされている方からの相談を受けたのが発端でございました。災害農地の区画整理型改良復旧事業が完成して営農を再開しようと思い、圃場が中山間地ということもありまして、野生鳥獣侵入防止柵の申込みをしたところ、今年度は厳しい、次年度以降の抽せんになりますと説明を受けたとのことでもございました。ようやく営農が再開できると思い、気持ちも新たに思っていたところ、中山間地ということでイノシシや鹿の被害が多いので隣接農家の方と申込みに行ったところ、約2年ほど待ってください、そしてその時点で抽せんとなりますと言われたことで、営農再開の意欲が半減されたそうです。もちろん国からの配分枠があるので、自治体はそれに従うしかございません。十分にそのことは理解しておりますが、何とか手だてがないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、国からの交付金を活用した事業になっておりまして、限られた予算内での執行となります。市としましては、引き続き要望額に対する交付決定額が増えるよう国、県に働きかけていきたいと考えております。

また、今年度は、国の補正予算を活用し、追加申請の対応をしたいと考えております。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） よろしく申し上げます。

災害復旧に伴う区画整理型農地改良復旧事業を行った農地や災害復旧事業を施した農地に侵入防止柵を設置する際の交付金枠が創設されたと伺ったのですが、その取扱いは朝倉市としては対応されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 被災した侵入防止柵の災害事業の適用につきましては、災害復旧農地において侵入防止柵が被災する前に市やJAの所有である必要がございます。本市の場合は、全て市鳥獣被害防止対策協議会の所有であるため、災害復旧事業の対象とはなっておりません。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 対象ではないということです。そうなるとすれば、森林環境税の課税が昨年度から始まり2年目を迎え、森林環境譲与税も令和元年から自治体への譲与がスタートしております。森林環境譲与税の趣旨としては、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性を鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てなければならないとなっております。

令和7年度の当初予算の資料では、6,300万円の見込額として計上されておりました。基金管理をされるようになっていますが、前年度までの基金残高が1億248万3,000円、令和7年度取崩額が1億2,396万円となっており、令和7年度基金残高見込額が4,154万3,000円と紹介されておりました。

林野庁の森林環境譲与税の取組事例、これは令和5年度版ですけど、その資料を見ますと、間伐の森林整備関係が最も多く活用されており約6割、次に木材利用普及啓発に活用されておりました。その中で、ある自治体では防護柵の点検費用、あるいは別の自治体では鹿被害を防止するために森林環境譲与税が活用された事例が紹介をされておりました。目的は、農産物の被害防止ではなく森林整備に係る目的のもので、鹿からの被害防止に係る内容となっておりました。森林環境譲与税からの財源充当の考え方はないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 市では、森林環境譲与税活用計画の中で植林等への鳥獣被害対策をうたっておりますが、これは森林環境譲与税の使途が森林整備の促進を図る施策となっているためでございます。農地の農産物被害防止のために充てることはできない状況となっております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） やはり森林環境譲与税は、森林整備に寄与する事業に限られるわ

けで、農地の鳥獣被害からの防止のための充当は制度上厳しいということですね。

それでは、ふるさと納税からの財源充当の考え方はないでしょうか。令和6年度のふるさと納税応援寄附金は16億6,287万円、7万7,000件で、寄附をされる方の寄附金の使途では、農林業、商工業及び観光に関する事業の寄附が3,353件で7,119万円ありました。約半分をふるさと納税の運営経費として、残りの6割を事業、4割を基金管理とすれば約2,200万円の捻出ができるのではないのでしょうか。もちろん2,200万円全額を野生鳥獣被害防止に充当するわけにはいきませんが、一部を充当することで、国の交付金に加算をして申請希望額に近づけるような考え方はないのでしょうか。ただし、ふるさと応援寄附金は恒久的な財源でないことは十分に理解をしておりますが、農家の要望に応えるべき一時的なものにはなりますが、それでも何とか対応するような考え方はないものなのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 寄附金の使途につきましては、農林業、商工業及び観光に関する事業へという項目もございますので、今後研究していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 私なりに野生鳥獣侵入防止柵の農家からの要望に何とか対応できないか模索をしての質問項目でございましたが、中山間地で営農を継続していきたいと考えている農家の思いとして発言をさせていただきました。財源的に厳しく、国の交付金を頼りにしていることは十分に理解をしておりますが。

最後に、この項目で副市長のほうから侵入防止柵の事業強化についての妙案がありましたら、考え方を御教授願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） まず、石井議員をはじめ山岳部の議員の皆様方には、この有害鳥獣対策について日頃より研究、検討していただきありがとうございます。そんな方々を前に妙案と申しましても、なかなかよき案は見つからないのが実情でございます。この質問の流れからしますと、予算何とかならないのかと言われてるようになっておるところでございます。

それはさておきまして、現在、市では所管の農林課、農林商工部長が中心となりまして様々な対策を検討しております。先ほど来、回答をさせていただいているところでございます。

部長答弁しましたとおり、現在、鳥獣被害防止対策協議会への交付金は100%の国の補助で、財源としては非常に有利なものになっております。近々では、国の補正予算による対応をしたいと考えておりますし、新年度におきましては、国や県に交付金の増額を要望していくべきだというふうに考えております。

また、あわせて有害鳥獣の駆除とも連携をしながら、農作物の被害を少しでも減らす取組を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 副市長、ありがとうございます。引き続き、前向きというか検討をしていただきまして、侵入防止柵設置までの最長2年かかるものをできれば当該年度の設置が可能になりますよう、よろしくをお願いいたします。

最後の項目です。民間空地の雑草対策についてお尋ねいたします。

近年、民間空地の雑草をよく見かけるようになっております。都市部であれば、定期的な除草作業が行われ適正に管理がなされているようですが、田舎部に行きますと、手入れがされてなく荒れ、雑草が繁茂している民間空地をよく目にします。

私の近所でも、所有者が遠方に住まれ全く管理がされていない空地があり、雑草が繁茂し、景観を損ない、病虫害の発生により生活環境を損なう状況の物件があり、区会長と一緒に、所有者へ連絡を取ったり縁故者を頼って相談したり、とても苦慮している事案があります。恐らく、環境課にはこのような苦情について市民からの相談が多々あっているかと思いますが、実態はどのようなものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 空地の雑草等に関する苦情の件数をまず御説明いたします。

令和4年度64件、令和5年度57件、令和6年度82件という状況でございます。令和5年度につきましては減少しておりますけれども、令和6年度また本年度の令和7年度につきましても増加方向であるという状況でございます。

内容といたしましては、隣地の樹木の枝が境界を超えて敷地内に侵入しまして落ち葉などの処理負担が大きくなっていると。そういったことや、隣地の管理がされておらず雑草が伸び放題となって、夏場には害虫の発生また冬場になりますと枯草火災の心配が非常にあるといったような苦情、相談が多い状況となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 核家族化が進み、子どもたちが遠方、都会に移住し、実家の土地が荒れ、管理をしないことで雑草が繁茂し、それに伴う近隣住民からの苦情が年々増加しているところですね。

実際、そういう状況の中で、この数年、上りあれはありましようけど、やっぱり苦情が増えているということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 苦情の件数につきましては、増加しておるというふうに認識しております。また、地元のほうにおられないということで、急激に荒れ始めるということは実際にあっているのかなというふうに思いますけれども、申し訳ありませんけれども、

核家族化とか家庭内と申しますか、そういった状況につきましては詳細つかめていない状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） それでは、（2）番に移ります。民間空地の雑草の対応についてでございます。

そのような市民からの相談があった場合、環境課としての対応マニュアルはどのようにされておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 苦情、相談があった場合の対応につきまして御説明いたします。

空地が適正に管理されずに市民の方から相談が寄せられた場合は、市のほうで空地の状況確認、それから所有者等の調査を行いまして、所有者に対し管理通知、きちんと管理をしてくださいということで通知を送付しております。登記簿等で所有者を確認の上、土地の現状の写真等を同封しまして、きちんと管理をしていただきたいということで通知をしている状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 事務処理に当たっては、恐らく、朝倉市環境美化推進条例に基づき適正に事務処理がされてるものと理解をしております。

ただし、空地の所有者の連絡先が分からないものや登記簿に記載のある住所地に通知をしても音信不通な事案が中にはあるのではないかとと思いますが、そのような事案の対応はどのようにされておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 市の環境美化推進条例に基づきまして指導を行っておりますけども、宛所不明で通知が返送されてくる事案、また通知につきましては返送されてこなくても、現場のほうとしてはなかなか対応がされない事案というのはございます。このことにつきましては、市としても大変苦慮している状況が続いております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） そうなってしまうと、なかなか行政からの手の施しようがないというわけですね。

朝倉市環境美化推進条例には、第12条に立入調査、第13条に指導または勧告、第14条で措置命令、第15条で公表とありますが、第18条に運用上の注意として、この条例の運用に当たっては市民等事業者及び所有者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないとなっておりますので、対応についてもある程度の限界があるものかと思っております。

そこで、現在の環境課だけでの対応は事務処理上無理な点もあるようですので、市役所内部の横断的な情報を介しての対応をしていくことができないものでしょうか。ただし、

個人情報保護に留意しての話になりますが、例えば税務課を介して、空地とはいえ固定資産税の課税はされてあるかと思しますので、当該空地の納税義務者の居住地の照会をしてもらうとか、また市民課を介して、仮に本籍が朝倉市にあれば戸籍の附票の照会により現住所を確認するなどして、当該所有者に空地の現状をお知らせする通知をするようなことができないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 空地等の所有者の連絡先が不明な事案につきましては、関係法令に基づきまして可能な範囲内で情報収集を行いまして、現住所を確認の上、当該所有者へ現状を知らせる通知や注意喚起に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 個人情報の取扱いをはじめ、恐らく様々な制度に抵触するとなれば、なかなか難しい取扱いというわけですね。しかし、本人がもし早くそのことに気づけば、何らかし地元のほうに連絡をする案件があるかもしれませんので、そういうのも期待をしているところでございます。

環境美化推進条例第9条に空地の管理、第2項にはそのようにうたっております。この空地の所有者等は、生活環境を損なう状態を自ら除去できないときは、適切に処理を行う第三者に委託することができるとなっておりますが、所有者が委託した際に発生する対価、金銭を支払わなければなりません。本人の了解を得ぬままに委託することもできず、厳しいと思います。このような状況を鑑み、先進地の優良事例等があると思いますので検討をしていてもらいたいと思います。できれば、そういうのを鑑みながら朝倉方式の対応策が見出してもらいたいと思っておりますが、考え方になる根拠か何かありましたら教えてください、お願いします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 議員言われますように、自分で除去できない場合には第三者へ委託できる旨を定めております。ですが、これにつきましては経費の支払いが本人所有者にかかってくるということになりますので、市が一方的に先に実施してしまうという事は、やはり非常に困難であるという状況でございます。

市といたしましては、所有者また管理者の調査、指導の方法などにつきまして、ほかの自治体の先進事例も収集また研究をしていきたいと思っておりますし、また地域の方のあの人に連絡をすれば分かるかもしれんよというような地域の情報力というのは非常に大きなものだというふうに思っている部分もあります。市といたしましても、空地が管理不全のまま放置されないように模索していきたいと思しますので、地域の方の御協力につきましてもどうかよろしくお願いたします。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 恐らく、まだまだこの空地の雑草対策というかこの対策について

は、ますます厳しくなるということは今後多いにあります。都会であれば、冒頭に言いましたように、いろんな方がお世話する方あるいはお金を出してでも除草される方がおられますけど、なかなか田舎部になるとそこあたりまで対応する方もいませんし、気がついたら荒れ放題と、そして病害虫の巣になっている、あるいは冬場になると枯れ草で火災の原因になるとか、いろんなことが懸念されますので、どうぞ、環境課だけでは厳しいかもしれませんが、何か今後ともこのことについてはよろしく願いをしておきます。

今回、私の一般質問は、公立保育所再編基本計画の改定に係る考え方、野生鳥獣被害防止のための侵入防止柵設置に係る財源の確保、民間空地の雑草対策について質問をさせていただきました。少しでも市政運営に反映していただけますことを願っている次第でございます。

まもなく年が明けてからの1月5日の新庁舎開庁式、朝倉市市制施行20周年の記念式典など大きなイベント等がめじろ押しに待っております。元気な朝倉市、魅力ある朝倉市になっていくことを願うと同時に、12月26日で閉庁となるこの議場で一般質問ができましたことに心より感謝をいたしまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） すいません、最初の1番の（1）の未就学児の児童数についてのお答えしておりましたけれども、比較した人数が間違っておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

正しくは、令和7年度と令和2年度の比較で425人の減少としておりましたが、598人の減少でございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（小島清人君） 2番石井議員、よろしいでしょうか。

○2番（石井清治君） はい、分かりました。

○議長（小島清人君） 2番石井清治議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後3時20分に再開いたします。

午後3時8分休憩